

●業務区分No：3 ●帳票No：2
●帳票名：固定資産税納税通知書（口座用） 【表面／左】

※ 赤色の点線はミシン目加工
※ 左右の境目も同様にミシン目加工
※ 裏表による左右の反転に注意

1/12

この帳票はサイズが大きいため、見本を片面あたり2分割しています。実際の帳票に対する各ページの割当は下図のとおりです。

左	右

兵庫県 年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋・償却資産）納税通知書（口座用）

賦課年度	年度
通知書番号	

あなたの固定資産税・都市計画税は次のとおりです。

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	
振替方法	

- 一括振替の方は、最初の振替日で全額が引き落とされます。
○市税等の納付には口座振替が便利です。
○この用紙は折り曲げたり、汚したりせずに保管ください。

○お問い合わせ

納付場所

年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税明細書（1/4）

義務者番号	
通知書番号	

区分	土地又は家屋の所在地				評価額(円)	住宅用地・軽減	軽減税額(円)
	登記地目・種類	登記地積・床面積(㎡)	建築年	家屋番号	固定資産税前年度課税標準額(円)	固定資産税当年度課税標準額(円)	固定資産税相当税額(円)
	現況地目・構造	現況地積・床面積(㎡)	敷地権割合		都市計画税前年度課税標準額(円)	都市計画税当年度課税標準額(円)	都市計画税相当税額(円)

- * 資産が21件以上あるときは、別に送付する固定資産課税明細書に記載しています。
* 課税明細書の見方については裏面をご覧ください。

年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税明細書（3/4）

義務者番号	
通知書番号	

区分	土地又は家屋の所在地				評価額(円)	住宅用地・軽減	軽減税額(円)
	登記地目・種類	登記地積・床面積(㎡)	建築年	家屋番号	固定資産税前年度課税標準額(円)	固定資産税当年度課税標準額(円)	固定資産税相当税額(円)
	現況地目・構造	現況地積・床面積(㎡)	敷地権割合		都市計画税前年度課税標準額(円)	都市計画税当年度課税標準額(円)	都市計画税相当税額(円)

- * 資産が21件以上あるときは、別に送付する固定資産課税明細書に記載しています。
* 課税明細書の見方については裏面をご覧ください。

※ 赤色の点線はミシン目加工
※ 各部の境い目も同様にミシン目加工
※ 裏表による左右の反転に注意

この帳票はサイズが大きいため、見本を片面あたり2分割しています。実際の帳票に対する各ページの割当は下図のとおりです。

左	右

2/12

年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋・償却資産）納税通知書

区分	固定資産税(円)	都市計画税(円)	期別	納期限	納付額(円)
課税標準額	④	⑤	第1期		
土地	⑥	⑦	第2期		
家屋	⑧	⑨	第3期		
償却資産	⑩	⑪	第4期		
合計	④+⑥+⑧+⑩（千円未満切り捨て）	⑤+⑦+⑨+⑪（千円未満切り捨て）	随時期1		
税率	⑫	⑬	随時期2		
軽減・減免前税額	④×⑫	⑤×⑬			
区分所有税額	⑭	⑮			
軽減税額	⑯	⑰			
減免税額	⑱	⑲			
年税額	⑭-⑯-⑱	⑮-⑰-⑲			
合計年税額	①+⑤（百円未満切り捨て）				

区分所有家屋を所有されている場合、家屋の課税標準額の欄（※及び⑬）には、区分所有家屋1棟全体の課税標準額を専有部分の床面積の割合により按分した額を表示しています。

備考	
----	--

年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税明細書（2/4）

義務者番号	
通知書番号	

区分	土地又は家屋の所在地				評価額(円)	住宅用地・軽減	軽減税額(円)
	登記地目・種類	登記地積・床面積(㎡)	建築年	家屋番号	固定資産税前年度課税標準額(円)	固定資産税当年度課税標準額(円)	固定資産税相当税額(円)
	現況地目・構造	現況地積・床面積(㎡)		敷地権割合	都市計画税前年度課税標準額(円)	都市計画税当年度課税標準額(円)	都市計画税相当税額(円)

- * 資産が21件以上あるときは、別に送付する固定資産課税明細書に記載しています。
- * 課税明細書の見方については裏面をご覧ください。

年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税明細書（4/4）

義務者番号	
通知書番号	

区分	土地又は家屋の所在地				評価額(円)	住宅用地・軽減	軽減税額(円)
	登記地目・種類	登記地積・床面積(㎡)	建築年	家屋番号	固定資産税前年度課税標準額(円)	固定資産税当年度課税標準額(円)	固定資産税相当税額(円)
	現況地目・構造	現況地積・床面積(㎡)		敷地権割合	都市計画税前年度課税標準額(円)	都市計画税当年度課税標準額(円)	都市計画税相当税額(円)

- * 資産が21件以上あるときは、別に送付する固定資産課税明細書に記載しています。
- * 課税明細書の見方については裏面をご覧ください。

※ 赤色の点線はミシン目加工
※ 各部の境い目も同様にミシン目加工
※ 裏表による左右の反転に注意

この帳票はサイズが大きいため、見本を片面あたり2分割しています。実際の帳票に対する各ページの割当は下図のとおりです。

左	右

3/12

※注記：この箇所の記載事項は契約後、別途指示します。

「固定資産（土地・家屋）課税明細書」をご覧くださいために

固定資産税	・市内にある土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）に対して課せられる税金です。ただし、課税明細書には、土地・家屋のうち非課税の物件と償却資産は記載しておりません。
納税義務者	・原則として本年1月1日（賦課期日）現在で、市内に土地・家屋を所有している方です。したがって賦課期日の翌日以降に売却、贈与、家屋の取り壊しをした物件についても、本年度分については課税の対象になります。
評価額	・本年度の価格です。3年ごとに評価替えを行い、原則として、評価替え基準年度の翌年度と翌々年度の評価額は、据え置かれます。なお、土地の価格については、地価の下落により価格を抑え置くことが適当でないときは価格の修正を行います。直近の評価替え基準年度は、令和6年度です。
課税標準額	・固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。なお、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合などには、その課税標準額は価格より低く算定されます。
税額計算	・固定資産税額＝固定資産課税標準額× $\frac{1}{100}$
住宅用地	・専ら人の居住の用に供する土地で、その課税標準額は価格より低く算定される特例措置があり、住宅用地特例認定欄に「1」と表示されます。
現況地目	・土地は登記地目にかかわらず、現況により課税されます。
特例	・新築住宅の軽減措置がある場合は特例欄が「新」と表示され、公益事業等の特例措置のある場合は「特」と表示されます。
軽減税額	・新築住宅等の軽減措置がある場合の軽減税額です。

お問い合わせは 宮栗市市民生活部税務課 〒671-2593 宮栗市山崎町中広瀬133-6 TEL 0790(63)3124(直通)

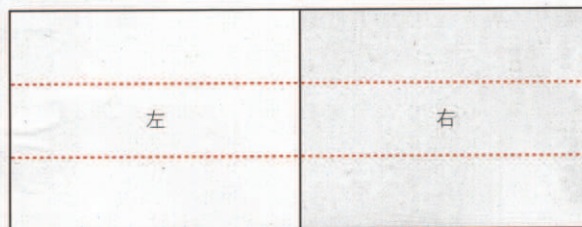
「固定資産（土地・家屋）課税明細書」をご覧くださいために

固定資産税	・市内にある土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）に対して課せられる税金です。ただし、課税明細書には、土地・家屋のうち非課税の物件と償却資産は記載しておりません。
納税義務者	・原則として本年1月1日（賦課期日）現在で、市内に土地・家屋を所有している方です。したがって賦課期日の翌日以降に売却、贈与、家屋の取り壊しをした物件についても、本年度分については課税の対象になります。
評価額	・本年度の価格です。3年ごとに評価替えを行い、原則として、評価替え基準年度の翌年度と翌々年度の評価額は、据え置かれます。なお、土地の価格については、地価の下落により価格を抑え置くことが適当でないときは価格の修正を行います。直近の評価替え基準年度は、令和6年度です。
課税標準額	・固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。なお、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合などには、その課税標準額は価格より低く算定されます。
税額計算	・固定資産税額＝固定資産課税標準額× $\frac{1}{100}$
住宅用地	・専ら人の居住の用に供する土地で、その課税標準額は価格より低く算定される特例措置があり、住宅用地特例認定欄に「1」と表示されます。
現況地目	・土地は登記地目にかかわらず、現況により課税されます。
特例	・新築住宅の軽減措置がある場合は特例欄が「新」と表示され、公益事業等の特例措置のある場合は「特」と表示されます。
軽減税額	・新築住宅等の軽減措置がある場合の軽減税額です。

お問い合わせは 宮栗市市民生活部税務課 〒671-2593 宮栗市山崎町中広瀬133-6 TEL 0790(63)3124(直通)

※ 赤色の点線はミシン目加工
※ 各部の境目も同様にミシン目加工
※ 裏表による左右の反転に注意

この帳票はサイズが大きいため、見本を片面あたり2分割しています。実際の帳票に対する各ページの割当は下図のとおりです。



4/12

課税の根拠・その他

- 課税の根拠**
地方税法及び市税条例の規定により、市内に所在する固定資産に対し、表記の通り固定資産税が課税されます。
- 納税義務者等**
固定資産税は、原則として毎年1月1日（賦課期日）現在において、市内に固定資産を所有している人に課税されます。
ただし、賦課期日前に所有者として登記（登録）されている人が死亡している場合等には、賦課期日現在でその固定資産を現に所有している人が納税義務者となります。
- 審査請求**
納税者は、この納税通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して文書で審査請求をすることができます。（ただし、固定資産の価格の決定に対する不服についての審査請求をすることはできません。）
- 固定資産の価格に係る審査の申出**
固定資産の価格は令和6年度の基準年度に見直され、次の基準年度（3年後）の見直しまでは原則として据え置かれますが、その間に土地の地目の変更、家屋の新築・増改築などの特別な事情により固定資産の価格が変わる場合があります。また、宅地及び宅地準土地の価格について地価の下落等により価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正を行うこととなります。
これらの場合、その価格に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に宍粟市固定資産評価審査委員会に対して文書で審査の申出をすることができます。
- 取消しの訴え**
この処分に対する取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、宍粟市（代表者：宍粟市長）を被告として提起することができます。ただし、固定資産の価格に関する場合には、前記の審査の申出に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、宍粟市（代表者：宍粟市固定資産評価審査委員会）を被告として、地方税法第434条第2項の規定により、審査の申出に対する決定に対してのみ、この訴えを提起することができます。
また、これらの訴えは、前記の審査請求又は審査の申出に対する裁決又は決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求又は審査の申出があった日から3か月を経過しても裁決又は決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決又は決定を経ないでも提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとこれらの訴えを提起することはできません。
- 納期限までに納付しなかった場合**
納期限までにこの税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにこの税金にかかる徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることになります。また、法律の定めるところにより納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じた延滞金が徴収されます。
- 税率**
固定資産税……1.4%
- 免税の範囲**
固定資産税の免税の範囲は課税標準額が土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満です。
- 納付場所**
市役所会計課・各市民局又は西兵庫信用金庫、兵庫西農協同組合、みなと銀行、淡路信用組合、ハルマ農業協同組合の本店並びに各支店、ゆうちょ銀行及び郵便局、全国のコンビニエンスストア（納付書裏面に記載しています）、全国の地方税統一QRコード対応金融機関で取扱いします。
税額等金額を訂正したものは受付できません。

クレジットカードによる納付方法（詳細は「F-REGI 金支払サイト」でご確認ください）

- 利用できるクレジットカード：Visa、MasterCard、JCB、DinersClubなど
- 「F-REGI 金支払い」へのアクセス方法

パソコンから → <https://koukin.f-regi.com/fc/shiso-city/>
QRコードから →

- 手数料 納税額に応じた手数料が必要です。

スマホアプリによる納付方法

- 利用できるスマホアプリ：PayPay、楽天銀行アプリ、PayBi、auPAY
- 支払方法：アプリを起動して、納付書表面のバーコードを読み取ってください。（各アプリの操作方法については、アプリの公式ホームページより確認ください。）
- コンビニエンスストアの店頭では、スマホアプリによる納付はできません。

※クレジットカード、スマホアプリによる納付は、納付期限内のみ利用可能です。

「固定資産（土地・家屋）課税明細書」をご覧くださいのために

固定資産税	・市内にある土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）に対して課せられる税金です。ただし、課税明細書には、土地・家屋のうち非課税の物件と償却資産は記載しておりません。
納税義務者	・原則として本年1月1日（賦課期日）現在で、市内に土地・家屋を所有している方です。したがって賦課期日の翌日以降に売却、贈与、家屋の取り壊しをした物件についても、本年度分については課税の対象になります。
評価額	・本年度の価格です。3年ごとに評価替えを行い、原則として、評価替え基準年度の翌年度と翌々年度の評価額は、据え置かれます。なお、土地の価格については、地価の下落により価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正を行います。直近の評価替え基準年度は、令和6年度です。
課税標準額	・固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。なお、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合などには、その課税標準額は価格より低く算定されます。
税額計算	・固定資産税額＝固定資産課税標準額× $\frac{1.4}{100}$
住宅用地	・専ら人の居住の用に供する土地で、その課税標準額は価格より低く算定される特例措置があり、住宅用地特例認定欄に「1」と表示されます。
現況地目	・土地は登記地目にかかわらず、現況により課税されます。
特例	・新築住宅の軽減措置がある場合は特例欄が「新」と表示され、公益事業等の特例措置のある場合は「特」と表示されます。
軽減税額	・新築住宅等の軽減措置がある場合の軽減税額です。

お問い合わせは 宍粟市市民生活部税務課 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133-6 TEL 0790(63)3124(直通)

「固定資産（土地・家屋）課税明細書」をご覧くださいのために

固定資産税	・市内にある土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）に対して課せられる税金です。ただし、課税明細書には、土地・家屋のうち非課税の物件と償却資産は記載しておりません。
納税義務者	・原則として本年1月1日（賦課期日）現在で、市内に土地・家屋を所有している方です。したがって賦課期日の翌日以降に売却、贈与、家屋の取り壊しをした物件についても、本年度分については課税の対象になります。
評価額	・本年度の価格です。3年ごとに評価替えを行い、原則として、評価替え基準年度の翌年度と翌々年度の評価額は、据え置かれます。なお、土地の価格については、地価の下落により価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正を行います。直近の評価替え基準年度は、令和6年度です。
課税標準額	・固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。なお、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合などには、その課税標準額は価格より低く算定されます。
税額計算	・固定資産税額＝固定資産課税標準額× $\frac{1.4}{100}$
住宅用地	・専ら人の居住の用に供する土地で、その課税標準額は価格より低く算定される特例措置があり、住宅用地特例認定欄に「1」と表示されます。
現況地目	・土地は登記地目にかかわらず、現況により課税されます。
特例	・新築住宅の軽減措置がある場合は特例欄が「新」と表示され、公益事業等の特例措置のある場合は「特」と表示されます。
軽減税額	・新築住宅等の軽減措置がある場合の軽減税額です。

お問い合わせは 宍粟市市民生活部税務課 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133-6 TEL 0790(63)3124(直通)

●業務区分No：3 ●帳票No：3
●帳票名：固定資産税納税通知書（共有員用） 【表面／左】

※ 赤色の点線はミシン目加工
※ 各部の境い目も同様にミシン目加工
※ 裏表による左右の反転に注意

5/12

この帳票はサイズが大きいため、見本を片面あたり2分割しています。実際の帳票に対する各ページの割当は下図のとおりです。

左	右

央栗市 年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋・償却資産）納税通知書（共有員用）

賦課年度	年度
通知書番号	

あなたの固定資産税・都市計画税は次のとおりです。

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	
振替方法	

- 一括振替の方は、最初の振替日で全額が引き落とされます。
○市税等の納付には口座振替が便利です。
○この用紙は折り曲げたり、汚したりせずに保管ください。

○お問い合わせ

納付場所

※ 納付書は共有代表者の方にお送りしています。本通知書記載の税額は共有者全員で納税していただくもので、共有者一人ひとりが納付する税額ではありません。

年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税明細書（1/4）

義務者番号	
通知書番号	

区分	土地又は家屋の所在地				評価額(円)	住宅用地・軽減	軽減税額(円)
	登記地目・種類	登記地積・床面積(m ²)	建築年	家屋番号	固定資産税前年度課税標準額(円)	固定資産税当年度課税標準額(円)	固定資産税相当税額(円)
	現況地目・構造	現況地積・床面積(m ²)	敷地権割合		都市計画税前年度課税標準額(円)	都市計画税当年度課税標準額(円)	都市計画税相当税額(円)

- * 資産が21件以上あるときは、別に送付する固定資産税課税明細書に記載しています。
* 課税明細書の見方については裏面をご覧ください。

年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税明細書（3/4）

義務者番号	
通知書番号	

区分	土地又は家屋の所在地				評価額(円)	住宅用地・軽減	軽減税額(円)
	登記地目・種類	登記地積・床面積(m ²)	建築年	家屋番号	固定資産税前年度課税標準額(円)	固定資産税当年度課税標準額(円)	固定資産税相当税額(円)
	現況地目・構造	現況地積・床面積(m ²)	敷地権割合		都市計画税前年度課税標準額(円)	都市計画税当年度課税標準額(円)	都市計画税相当税額(円)

- * 資産が21件以上あるときは、別に送付する固定資産税課税明細書に記載しています。
* 課税明細書の見方については裏面をご覧ください。

●業務区分No：3 ●帳票No：3
●帳票名：固定資産税納税通知書（共有員用） 【表面／右】

※ 赤色の点線はミシン目加工
※ 各部の境目も同様にミシン目加工
※ 裏表による左右の反転に注意

6/12

この帳票はサイズが大きいため、見本を片面あたり2分割しています。実際の帳票に対する各ページの割当は下図のとおりです。

左	右

年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋・償却資産）納税通知書

区分	固定資産税(円)	都市計画税(円)
課税標準額		
土地	①	②
家屋	③	④
償却資産	⑤	⑥
合計	①+③+⑤（千円未満切り捨て）	②+④+⑥（千円未満切り捨て）
税率	⑦	⑧
軽減・減免前税額	①×⑦	②×⑧
区分所有税額	⑨	⑩
軽減税額	⑪	⑫
減免税額	⑬	⑭
年税額	⑨+⑪-⑬	⑩+⑫-⑭
合計年税額	①+②（百円未満切り捨て）	

区分所有家屋を所有されている場合、家屋の課税標準額の欄（③及び④）には、区分所有家屋1棟全体の課税標準額を専有部分の床面積の割合により按分した額を表示しています。

備考	
----	--

期別	納期限	納付額(円)
第1期		
第2期		
第3期		
第4期		
随時期1		
随時期2		

年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税明細書（2/4）

義務者番号	
通知書番号	

区分	土地又は家屋の所在地				評価額(円)	住宅用地・軽減	軽減税額(円)
	登記地目・種類	登記地積・床面積(㎡)	建築年	家屋番号	固定資産税前年度課税標準額(円)	固定資産税当年度課税標準額(円)	固定資産税相当税額(円)
	現況地目・構造	現況地積・床面積(㎡)		敷地権割合	都市計画税前年度課税標準額(円)	都市計画税当年度課税標準額(円)	都市計画税相当税額(円)

- * 資産が21件以上あるときは、別に送付する固定資産課税明細書に記載しています。
- * 課税明細書の見方については裏面をご覧ください。

年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税明細書（4/4）

義務者番号	
通知書番号	

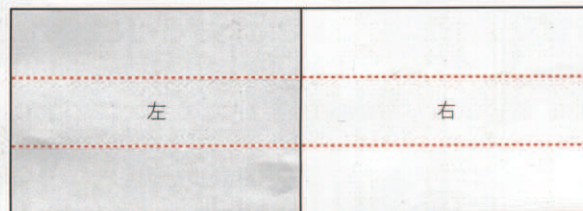
区分	土地又は家屋の所在地				評価額(円)	住宅用地・軽減	軽減税額(円)
	登記地目・種類	登記地積・床面積(㎡)	建築年	家屋番号	固定資産税前年度課税標準額(円)	固定資産税当年度課税標準額(円)	固定資産税相当税額(円)
	現況地目・構造	現況地積・床面積(㎡)		敷地権割合	都市計画税前年度課税標準額(円)	都市計画税当年度課税標準額(円)	都市計画税相当税額(円)

- * 資産が21件以上あるときは、別に送付する固定資産課税明細書に記載しています。
- * 課税明細書の見方については裏面をご覧ください。

※ 赤色の点線はミシン目加工
※ 各部の境い目も同様にミシン目加工
※ 裏表による左右の反転に注意

7/12

この帳票はサイズが大きいため、見本を片面あたり2分割しています。実際の帳票に対する各ページの割当は下図のとおりです。



※注記：この箇所の記載事項は契約後、別途指示します。

「固定資産（土地・家屋）課税明細書」をご覧くださいのために

固定資産税	・市内にある土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）に対して課せられる税金です。ただし、課税明細書には、土地・家屋のうち非課税の物件と償却資産は記載していません。
納税義務者	・原則として本年1月1日（賦課期日）現在で、市内に土地・家屋を所有している方です。したがって賦課期日の翌日以降に売却、贈与、家屋の取り壊しをした物件についても、本年度分については課税の対象になります。
評価額	・本年度の価格です。3年ごとに評価替えを行い、原則として、評価替え基準年度の翌年度と翌々年度の評価額は、据え置かれます。なお、土地の価格については、地価の下落により価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正を行います。直近の評価替え基準年度は、令和6年度です。
課税標準額	・固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。なお、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合などには、その課税標準額は価格より低く算定されます。
税額計算	・固定資産税額＝固定資産税課税標準額× $\frac{1}{100}$
住宅用地	・専ら人の居住の用に供する土地で、その課税標準額は価格より低く算定される特例措置があり、住宅用地特例認定欄に「1」と表示されます。
現況地目	・土地は登記地目にかかわらず、現況により課税されます。
特例	・新築住宅の軽減措置がある場合は特例欄が「新」と表示され、公益事業等の特例措置のある場合は「特」と表示されます。
軽減税額	・新築住宅等の軽減措置がある場合の軽減税額です。

お問い合わせは 宍粟市市民生活部税務課 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133-6 TEL 0790(63)3124(直通)

「固定資産（土地・家屋）課税明細書」をご覧くださいのために

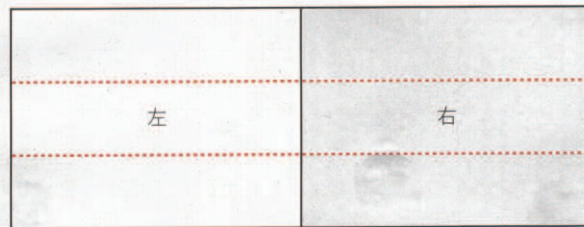
固定資産税	・市内にある土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）に対して課せられる税金です。ただし、課税明細書には、土地・家屋のうち非課税の物件と償却資産は記載していません。
納税義務者	・原則として本年1月1日（賦課期日）現在で、市内に土地・家屋を所有している方です。したがって賦課期日の翌日以降に売却、贈与、家屋の取り壊しをした物件についても、本年度分については課税の対象になります。
評価額	・本年度の価格です。3年ごとに評価替えを行い、原則として、評価替え基準年度の翌年度と翌々年度の評価額は、据え置かれます。なお、土地の価格については、地価の下落により価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正を行います。直近の評価替え基準年度は、令和6年度です。
課税標準額	・固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。なお、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合などには、その課税標準額は価格より低く算定されます。
税額計算	・固定資産税額＝固定資産税課税標準額× $\frac{1}{100}$
住宅用地	・専ら人の居住の用に供する土地で、その課税標準額は価格より低く算定される特例措置があり、住宅用地特例認定欄に「1」と表示されます。
現況地目	・土地は登記地目にかかわらず、現況により課税されます。
特例	・新築住宅の軽減措置がある場合は特例欄が「新」と表示され、公益事業等の特例措置のある場合は「特」と表示されます。
軽減税額	・新築住宅等の軽減措置がある場合の軽減税額です。

お問い合わせは 宍粟市市民生活部税務課 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133-6 TEL 0790(63)3124(直通)

※ 赤色の点線はミシン目加工
※ 各部の境目も同様にミシン目加工
※ 裏表による左右の反転に注意

8/12

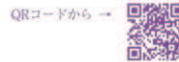
この帳票はサイズが大きいため、見本を片面あたり2分割しています。実際の帳票に対する各ページの割当は下図のとおりです。



課税の根拠・その他

- 課税の根拠**
地方税法及び市税条例の規定により、市内に所在する固定資産に対し、表記の通り固定資産税が課税されます。
- 納税義務者等**
固定資産税は、原則として毎年1月1日（賦課期日）現在において、市内に固定資産を所有している人に課税されます。
ただし、賦課期日前に所有者として登記（登録）されている人が死亡している場合等には、賦課期日現在でその固定資産を現に所有している人が納税義務者となります。
- 審査請求**
納税者は、この納税通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して文書で審査請求をすることができます。（ただし、固定資産の価格の決定に対する不服についての審査請求をすることはできません。）
- 固定資産の価格に係る審査の申出**
固定資産の価格は令和6年度の基準年度に見直され、次の基準年度（3年後）の見直しまでは原則として据え置かれますが、その間に土地の地目の変更、家屋の新築・増改築などの特別な事情により固定資産の価格が変わる場合があります。また、宅地及び宅地比準土地の価格について地価の下落等により価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正を行うこととなっております。
これらの場合、その価格に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に宍粟市固定資産評価審査委員会に対して文書で審査の申出をすることができます。
- 取消しの訴え**
この処分に対する取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、宍粟市（代表者：宍粟市長）を被告として提起することができます。ただし、固定資産の価格に関する場合には、前記の審査の申出に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、宍粟市（代表者：宍粟市固定資産評価審査委員会）を被告として、地方税法第434条第2項の規定により、審査の申出に対する決定に対してのみ、この訴えを提起することができます。
また、これらの訴えは、前記の審査請求又は審査の申出に対する裁決又は決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求又は審査の申出があった日から3か月を経過しても裁決又は決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決又は決定を経ないでも提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとこれらの訴えを提起することはできません。
- 納期限までに納付しなかった場合**
納期限までにこの税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにこの税金にかかる徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。また、法律の定めるところにより納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じた延滞金が徴収されます。
- 税率**
固定資産税……1.4%
- 免税の範囲**
固定資産税の免税の範囲は課税標準額が土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満です。
- 納付場所**
市役所会計課・各市民局又は西兵衛信用金庫、兵庫西農協同組合、みなと銀行、淡路信用組合、ハヤマ農業協同組合の本店並びに各支店、ゆうちょ銀行及び郵便局、全国のコンビニエンスストア（納付書裏面に記載しています）、全国の地方税統一QRコード対応金融機関で取扱いします。
税額等金額を訂正したものは受付できません。

クレジットカードによる納付方法（詳細は「F-REGI 公金支払サイト」でご確認ください）
○利用できるクレジットカード：Visa、MasterCard、JCB、DinersClubなど
○「F-REGI 公金支払い」へのアクセス方法
パソコンから
↓
https://koukin.f-regi.com/fe/shiso_city/
○手数料 納税額に応じた手数料が必要です。



スマホアプリによる納付方法
○利用できるスマホアプリ：PayPay、楽天銀行アプリ、PayB、au PAY
○支払方法：アプリを起動して、納付書表面のバーコードを読み取ってください。（各アプリの操作方法については、アプリの公式ホームページより確認ください。）
○コンビニエンスストアの店頭では、スマホアプリによる納付はできません。
※クレジットカード、スマホアプリによる納付は、納付期限内のみ利用可能です。

「固定資産（土地・家屋）課税明細書」をご覧くださいのために

固定資産税	・市内にある土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）に対して課せられる税金です。ただし、課税明細書には、土地・家屋のうち非課税の物件と償却資産は記載しておりません。
納税義務者	・原則として本年1月1日（賦課期日）現在で、市内に土地・家屋を所有している方です。したがって賦課期日の翌日以降に売却、贈与、家屋の取り壊しをした物件についても、本年度分については課税の対象になります。
評価額	・本年度の価格です。3年ごとに評価替えを行い、原則として、評価替え基準年度の翌年度と翌々年度の評価額は、据え置かれます。なお、土地の価格については、地価の下落により価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正を行います。直近の評価替え基準年度は、令和6年度です。
課税標準額	・固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。なお、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合などには、その課税標準額は価格より低く算定されます。
税額計算	・固定資産税額＝固定資産税課税標準額× $\frac{1.4}{100}$
住宅用地	・専ら人の居住の用に供する土地で、その課税標準額は価格より低く算定される特例措置があり、住宅用地特例認定欄に「1」と表示されます。
現況地目	・土地は登記地目にかかわらず、現況により課税されます。
特例	・新築住宅の軽減措置がある場合は特例欄が「新」と表示され、公益事業等の特例措置のある場合は「特」と表示されます。
軽減税額	・新築住宅等の軽減措置がある場合の軽減税額です。

お問い合わせは 宍粟市市民生活部税務課 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133-6 TEL 0790(63)3124(直通)

「固定資産（土地・家屋）課税明細書」をご覧くださいのために

固定資産税	・市内にある土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）に対して課せられる税金です。ただし、課税明細書には、土地・家屋のうち非課税の物件と償却資産は記載しておりません。
納税義務者	・原則として本年1月1日（賦課期日）現在で、市内に土地・家屋を所有している方です。したがって賦課期日の翌日以降に売却、贈与、家屋の取り壊しをした物件についても、本年度分については課税の対象になります。
評価額	・本年度の価格です。3年ごとに評価替えを行い、原則として、評価替え基準年度の翌年度と翌々年度の評価額は、据え置かれます。なお、土地の価格については、地価の下落により価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正を行います。直近の評価替え基準年度は、令和6年度です。
課税標準額	・固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。なお、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合などには、その課税標準額は価格より低く算定されます。
税額計算	・固定資産税額＝固定資産税課税標準額× $\frac{1.4}{100}$
住宅用地	・専ら人の居住の用に供する土地で、その課税標準額は価格より低く算定される特例措置があり、住宅用地特例認定欄に「1」と表示されます。
現況地目	・土地は登記地目にかかわらず、現況により課税されます。
特例	・新築住宅の軽減措置がある場合は特例欄が「新」と表示され、公益事業等の特例措置のある場合は「特」と表示されます。
軽減税額	・新築住宅等の軽減措置がある場合の軽減税額です。

お問い合わせは 宍粟市市民生活部税務課 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133-6 TEL 0790(63)3124(直通)

【表面】

年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）別紙課税明細書

義務者番号	
通知書番号	

区分	土地又は家屋の所在地				評価額(円)	住宅用地・軽減	軽減税額(円)
	登記地目・種類 現況地目・構造	登記地積・床面積(㎡) 現況地積・床面積(㎡)	建築年	家屋番号 敷地権割合	固定資産税前年度課税標準額(円) 都市計画税前年度課税標準額(円)	固定資産税当該年度課税標準額(円) 都市計画税当該年度課税標準額(円)	固定資産税相当税額(円) 都市計画税相当税額(円)

【裏面】

「固定資産（土地・家屋）課税明細書」をご覧ください。

固定資産税 市内にある土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）に対して課せられる税金です。ただし、課税明細書には、土地・家屋のうち非課税の物件と償却資産は記載しておりません。

納税義務者：原則として本年1月1日（賦課期日）現在で、市内に土地・家屋を所有している方です。したがって賦課期日の翌日以降に売却、贈与、家屋の取り壊しをした物件についても、本年度分については課税の対象になります。

評価額・本年度の価格です。3年ごとに評価替えを行い、原則として、評価替え基準年度の翌年度と翌々年度の評価額は、据え置かれます。なお、土地の価格については、地価の下落により価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正を行います。直近の評価替え基準年度は、令和6年度です。

課 税 標 準 額 一 固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。なお、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合などには、その課税標準額は価格より低く算定されます。

稅 額 計 算 · 固定資產稅額 = 固定資產稅課稅標準額 $\times \frac{1.4}{100}$

住宅用地・専ら人の居住の用に供する土地で、その課税標準額は価格より低く算定される特例措置があり、住宅用地特例認定欄に「1」と表示されます。

現 況 地 目 ・土地は登記地目にかかわらず、現況により課税されます。

特 例 ・新築住宅の軽減措置がある場合は特例欄が「新」と表示され、公益事業等の特例措置のある場合は「特」と表示されます。

軽減税額・新築住宅等の軽減措置がある場合の軽減税額です。

お問い合わせは 宍粟市市民生活部税務課 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133-6 TEL 0790(63)3124(直通)

【表面】



【裏面】

相続登記・空き家対策・不動産名義変更は 岸本登記法務事務所 司法書士・行政書士／岸本真明 兵庫県宍粟市山崎町庄能129-3 ☎0790-64-0038 お気軽にご相談ください！	相続・遺言・終活・任意後見・契約書 農地転用・公有地払い下げ他 行政書士 中尾智鶴 総合法務コンサルタント事務所 兵庫県宍粟市一宮町安黒755番地 ☎(0790)72-2250
あなたの権利を守ります 柴原勝志事務所 司法書士／行政書士 〒671-4132 兵庫県宍粟市一宮町東市場32-1 TEL 0790-72-2322 E-mail : sibahara@r.sannet.ne.jp	土地・建物登記 境界調査・測量 しょうぶひでき 小部英樹 土地家屋調査士事務所 兵庫県宍粟市山崎町上牧谷219 携帯 090-8886-1498 ☎(0790)64-7077

宍粟市では、財源確保の一環として、一部広告を掲載しています。広告に関するお問い合わせは、各広告主にお願います。
なお、掲載している情報は令和7年1月のものです。

※注記：裏面の記載内容は
契約後、別途指示します。

特別徴収関係書類在中

※注記：窓の位置、サイズについてはシステム改修に併せて変更があります。

親展 特別徴収事務担当者 様

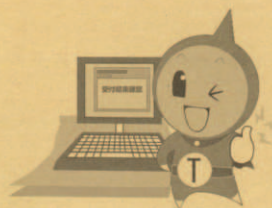
本通知書を受け取られた方が、記載の宛名にお心あたりのない場合、郵便物を開封せず、表面に誤配達である旨を記載した付せん等を貼っていただき、郵便ポストに投函するか、誤配達があったことを最寄りの郵便局等へご連絡ください。

播磨山崎局
料金後納
郵便

事業主のみなさん

個人住民税は
特別徴収で
納めましょう

兵庫県と県内すべての市町は連携して、
個人住民税の特別徴収を推進しています。



<https://www.eltax.lta.go.jp/>

地方税も
ネット申告で
カンタン・
ラクラク!

地方税ポータルシステム
エルタックス
eLTAX

eLTAXは全国の地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。



し そう
兵庫県 宍 粟 市

市民生活部 税務課 市民税係

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6
ホームページ <https://www.city.shiso.lg.jp>

TEL (0790) 63-3000 (代表)
(0790) 63-3124 (直通)
FAX (0790) 62-2866

給与所得者異動届出書等の 提出について

- ・納税義務者に退職・休職・転勤等の異動があった場合は、「給与所得者異動届出書」を異動があった日の翌月10日までに提出してください。
- ・1月から5月までの間に退職された場合は、必ず未徴収税額を一括徴収していただくをお願いします。



事業所

従業員を雇用した。
《特別徴収の開始》

従業員に異動（退職や転勤）があった。
《転勤の場合》
《退職の場合》

事業所の名称・
所在地等の変更
があった。

未徴収税額を一括徴収
《する》
《しない》

「特別徴収義務者
所在地・名称変更届
出書」を作成

「特別徴収切替
依頼書」を作成

「給与所得者異動
届出書」を作成

「給与所得者異動
届出書」を作成

「給与所得者異動
届出書」を作成



市役所
宍粟市役所

※その理由が生じた翌月の10日までに提出してください。

■ 各様式は宍粟市ホームページからダウンロードできます。
→ <https://www.city.shiso.lg.jp>